

公用車に搭載されたカーナビにおけるNHK受信料の  
全額免除制度の創設を国に求める意見書（案）

地方自治体が所有する公用車は、住民福祉や行政事務といった公務遂行の目的のみに使用されている。そのため、これらの車両に搭載されたテレビ受信機能付きカーナビは、あくまで目的地までのルート案内等のために設置をしたもので、放送視聴を目的として設置されたものではない。

全国の自治体で相次ぐ、公用車における未契約の実態を考えれば、設置者の意図や、使用の実態として放送視聴が行われていない事は明白である。

放送視聴を目的としてNHKの放送を受信していないことが明白な公用車に対し、NHK受信契約および受信料の支払い義務が生じている現状は、地方自治体に不必要な財政負担を強いるものであり、公共の利益を主張する公共放送が、公共の利益に反する不合理な状況を生み出している。

この状況を解消し、地方自治体の公正かつ効率的な財政運営を確保するためには、学校や社会福祉施設等に対する措置と同様に、自治体が公務遂行の目的のみに使用するテレビ受信機能付きカーナビ搭載の公用車についても、自治体からの申請に基づきNHK受信料を全額免除とすることができる制度を創設することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、テレビ受信機能付きカーナビ搭載の公用車におけるNHK受信料の全額免除制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

四街道市議会議長

内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
衆議院議長	殿
参議院議長	殿